生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第四十項第一号中「。以下この号において「平成十七年改正法」という。」を削り、「地上権等が設定されている」を「地上権等の設定がされている」に、「当該地上権等」を「同項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利」に、「平成十七年改正法附則第五十五条第十項」を「同項」に改め、同項第二号から第八号までの規定中「地上権等が設定されている」を「地上権等の設定がされている」に、「当該地上権等」を「同項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利」に改める。

第五条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項の表中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

附則第十五条第二項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める。

第六条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項の表中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

附則第十九条第二項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四十三条（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第二十三条第五項の改正規定及び同令附則第三十三条第二項の改正規定を除く。）の規定　公布の日

二　次に掲げる規定　平成二十九年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第二十五条第十八項第一号及び第二十項第一号の改正規定、同令第二十五条の四第八項第一号及び第二十五条の六第五項第一号の改正規定、同令第二十五条の十八の四第三項第一号の改正規定、同令第二十六条の二十七の二を同令第二十六条の二十七の三とし、同令第二十六条の二十七の次に一条を加える改正規定、同令第四十条の四の三第二十六項の改正規定、同令第四十条の六第二十四項第一号イの改正規定、同項第二号イの改正規定、同条第二十九項第一号、第三十二項第一号及び第三十六項第一号の改正規定、同条第三十九項第一号の改正規定、同条第四十六項第一号及び第六十九項第一号の改正規定、同令第四十条の七第二十五項第一号イの改正規定、同項第二号イの改正規定、同条第三十項第一号、第三十四項第一号及び第三十九項第一号の改正規定、同条第四十三項第一号の改正規定、同条第五十二項第一号の改正規定、同条第六十四項第一号及び第六十六項第一号の改正規定、同令第四十条の七の四第十七項第一号の改正規定、同令第四十条の八第三十五項第一号の改正規定、同令第四十条の八の二第四十二項第一号の改正規定、同令第四十条の八の四第十一項第一号の改正規定、同令第四十六条の十二の改正規定、同令第四十六条の二十七第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、第四十七条の九第一号、第四十八条の三第一号並びに第四十八条の五第一項第一号の改正規定並びに同令第五十条の二第十一項第一号の改正規定並びに附則第八条第三項、第三十七条（第一項、第五項及び第九項を除く。）、第三十八条及び第三十九条の規定

ロ　第三条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）附則第二十八条第七項第一号の改正規定及び同条第十四項第一号の改正規定並びに附則第四十条の規定

三　次に掲げる規定　平成二十九年四月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第三条の三第一項の改正規定、同令第五条の三第七項の改正規定（「、第十条の五の四第五項及び第六項」を削る部分に限る。）、同令第五条の六の四を削る改正規定、同令第五条の七第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「、第十条の五の三第六項及び第十条の五の四第十項」を「及び第十条の五の三第六項」に改める部分に限る。）、同令第二十七条の五第十一項の表の改正規定、同令第二十七条の六第十一項の表の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同令第二十七条の七第十二項の表の改正規定、同令第二十七条の十二の五を削る改正規定、同令第二十七条の十三第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（「、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」を「及び第四十二条の十二の四第六項」に改める部分に限る。）、同令第三十八条第六項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十八条の四第四十四項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の十二の改正規定、同令第三十九条の三十三の四の改正規定、同令第三十九条の四十第十一項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四十一第十二項の表の改正規定（同表第十六条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分及び同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の四十三第八項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四十五の四第十項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四十七の改正規定、同令第三十九条の四十八第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（「、第六十八条の十五の六第六項及び第六十八条の十五の六第十六項」を「及び第六十八条の十五の五第六項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「、第六十八条の十五の五第六項」を「若しくは第六十八条の十五の五第六項」に改める部分及び同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とする部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「第十二号ロ」を「第十一号ロ」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の九十六第七項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同令第三十九条の九十七第十九項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百十二の改正規定、同令第三十九条の百十二の二第一項の改正規定及び同令第三十九条の四の改正規定並びに附則第六条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第三十三条及び第三十四条の規定

ロ　第五条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第八条第二項の表の改正規定及び同令附則第十五条第二項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）並びに附則第四十一条の規定